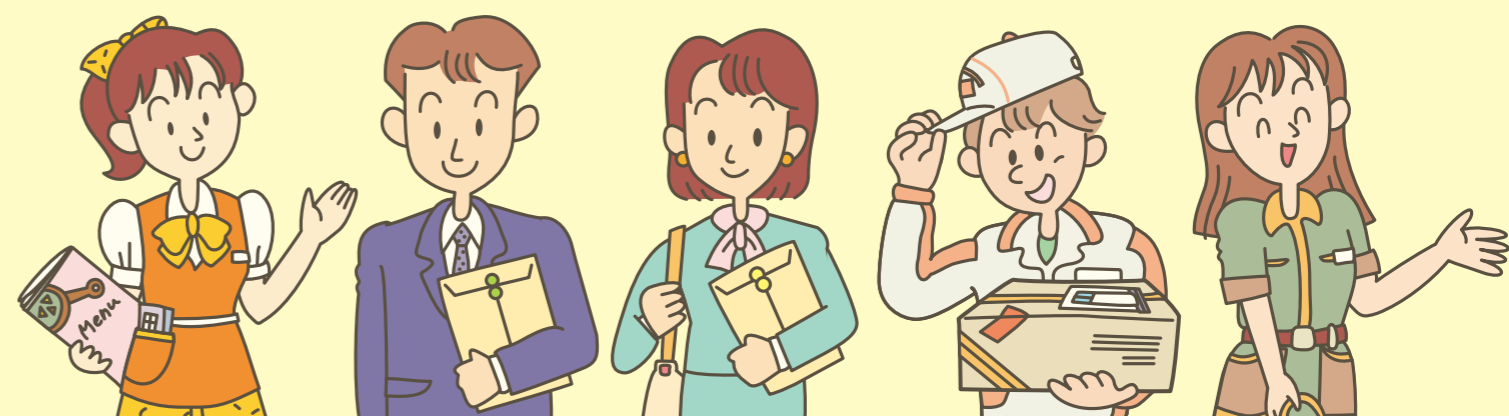


5回まで

専門家が無料でアドバイス

# パート社員等が働きやすい 職場づくりをお手伝いします

平成23年度「東京都非正規労働者雇用環境整備支援事業」  
企業募集のお知らせ



トライ企業は、パート社員等の雇用環境の現状をより一歩でも改善しようと、積極的に取り組む企業です。コンサルタントの無料派遣により、雇用環境改善にむけた助言や、具体的提案を受けられます。また、改善計画を策定し、都による改善計画の認定を受けたトライ企業は、優遇金利による融資の申込を行うことができます。

今度は、貴方の会社がトライしてみませんか? **Let's Try!**

## 応募方法

応募先へ所定の申請書を持参又は郵送してください。

- 募集要項・申請書については東京都雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp>をご覧ください。
- 応募期間は4月～12月の予定です。

## 応募先・問い合わせ先

### 1 東京都労働相談情報センター

事務所	住所	電話番号	担当地域
飯田橋	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 9階	03(5211)2248	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区 中野区、杉並区、島しょ
大崎	品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー 2階	03(3495)4872	港区、品川区、目黒区、大田区、 世田谷区
池袋	豊島区東池袋4-23-9	03(5954)6501	文京区、豊島区、北区、荒川区、 板橋区、練馬区
亀戸	江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ7階	03(3682)6321	台東区、墨田区、江東区、足立区、 葛飾区、江戸川区
国分寺	国分寺市南町3-22-10	042(323)8511	立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、 昭島市、小金井市、小平市、東村山市、 国分寺市、国立市、福生市、東大和市、 清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、 あきる野市、西東京市、西多摩郡
八王子	八王子市明神町3-5-1	042(643)0278	八王子市、府中市、調布市、町田市、 日野市、狛江市、多摩市、稲城市

### 2 東京都 産業労働局 雇用就業部 労働環境課 雇用平等推進係

新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎31階 ☎ 03(5320)4649〔直通〕

● 東京都及び商工中金の融資制度も用意しています。

#### 産業力強化融資(チャレンジ) (雇用改善にかかる経費)

東京都中小企業制度融資「産業力強化融資(チャレンジ)」の申込ができます。本融資は最優遇金利が適用されます。

- ◆ 別途、東京信用保証協会及び金融機関の審査があります。審査の結果により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。融資条件・必要書類・申込受付機関などの詳細は、東京都中小企業制度融資ホームページ<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/kinyu/youushi/>または「中小企業のための融資のしおり」をご覧ください。

東京都産業労働局金融部金融課 03(5320)4877

#### 商工組合中央金庫の優遇融資制度 「東京いきいき職場応援ローン」

商工中金の「東京いきいき職場応援ローン」の申込ができます。

- ◆ 優遇措置：所定利率から0.2%優遇  
ただし、貸付期間が5年超の場合は、長期プライムレートを下限。融資条件・必要書類などの詳細は、商工中金にお問い合わせ下さい。
- ◆ 別途、商工中金による審査があります。

(株)商工組合中央金庫広報部 0120-079-366

パート社員活用のためのポータルサイト「パート労働ナビゲーション」  
<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/soudan-c/center/>



# トライ企業

これから雇用環境の整備をしたいと考えている企業は「**トライ企業**」へご応募ください！  
多くの企業がトライ企業に応募し、パート社員等の働きやすい職場実現にチャレンジしています。

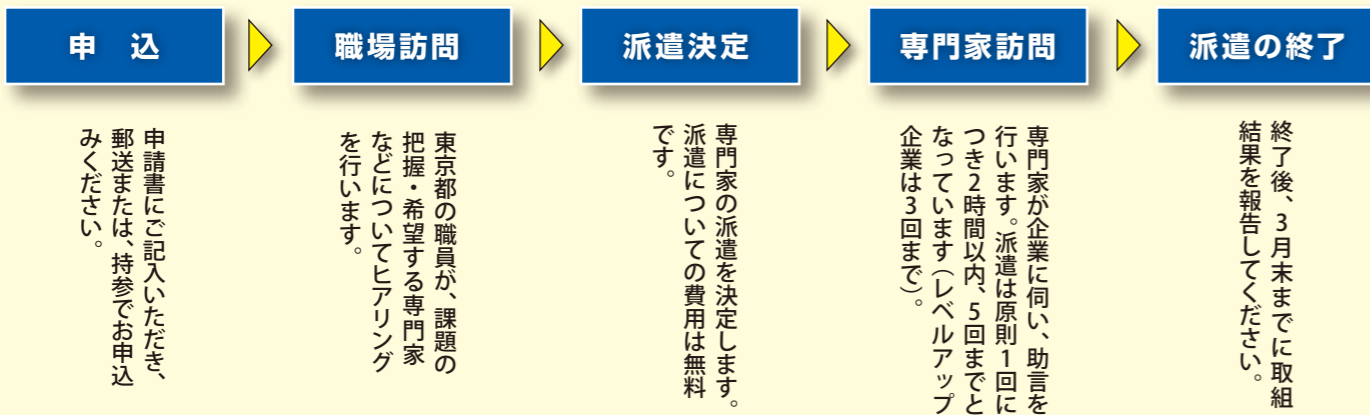
**トライ企業になると 専門家の派遣（無料）が受けられます！**

社会保険労務士・中小企業診断士を派遣し、働きやすい職場づくりに向けた具体的な助言・提案を行います（1社5回まで）。

## ▶ 応募資格

- 中小企業基本法に定める中小企業者及び従業員300人以下の社団法人、財団法人等のうち、都内に本社又は主たる事業所を置く中小企業等
- 原則として、パート社員等を現に雇用し、雇用環境改善に取り組む中小企業等

## ■ 専門家派遣の流れ



- 申込から専門家派遣までは、おおむね1ヶ月ほどです。

## ■ トライ・レベルアップ企業の取組例

次のような内容でパート社員等の雇用環境改善にトライ!していただいています。

就業規則	パート社員等の就業規則の作成、点検・整備など
人事制度	職務や能力に応じた人事・任用制度の導入、人事考課制度の導入、正社員への転換制度の導入など
賃金制度	職務や能力に応じた賃金制度や昇給制度、賞与・退職金制度の導入など
教育訓練制度	正社員と同様の研修の実施、キャリア形成のための研修など
その他の雇用環境	正社員と同様の福利厚生（更衣室、食堂、制服、駐車場など）の取扱い、週の所定労働時間が正社員の4分の3未満のパート社員等に正社員と同等の健康診断実施など

# レベルアップ企業

平成21年度までの「トライ企業」で、雇用環境のさらなる改善に取り組む企業を「**レベルアップ企業**」として支援します。

**レベルアップ企業になると 専門家の再派遣（無料）が受けられます！**

トライ企業で実施した取組のフォローやパート社員等のための新しい制度の導入等、取組のレベルアップを支援するため、助言・提案を行います（1社3回まで）。

## ▶ 応募資格

- 平成18年度～21年度のトライ企業



## 平成20年4月1日よりパートタイム労働法が改正されました

- ① 労働基準法により文書での労働条件の明示が義務付けられている事項に加えて、昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無についても**文書の交付による明示が義務付け**られました。
- ② 正社員と同視すべきパートタイム労働者のすべての待遇について、パートタイム労働者であることを理由に**差別的に取り扱うことが禁止**されました。その他のパートタイム労働者についても、賃金・教育訓練・福利厚生などの待遇の取扱いについて、通常の労働者との均衡を考慮して行うこととされました。
- ③ パートタイム労働者から**正社員への転換を推進するための措置を講じることが義務付け**られました。
- ④ 雇い入れ後、パートタイム労働者から求められた場合は、**待遇を決定するにあたって考慮した事項を説明することが義務付け**られました。
- ⑤ パートタイム労働者からの**苦情について、事業所内で自主的な解決を図る努力**が求められています。

※ 中小企業の定義

(中小企業庁ホームページより)

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

上記の中小企業の定義は、中小企業基本法第2条において定められています。ただし、この定義は中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。